

(別表1)

事業継続力強化支援計画（第2期）

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(洪水：ハザードマップ)	
広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び福山市の水害（洪水・土砂災害）ハザードマップによると、福山商工会議所が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されている。また、芦田川及びその支流付近で、最大5mの浸水が予想されており、警戒が必要である。	
平成30年7月豪雨は大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨において、当市では人的被害に加え、住家被害なども多数あり、被害は甚大であった。	
■洪水ポータルひろしま	
https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx	
■福山市水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ	
https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html	
■芦田川洪水浸水想定区域図	
https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/safety/flood-image/index.html	
■福山市地域防災計画	
https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/bosai/125526.html	
(土砂災害：ハザードマップ)	
広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び福山市の水害（洪水・土砂災害）ハザードマップによると、福山商工会議所地域一帯は、山間部の土地が急峻で平地が少ない地形であるため、土石・急傾斜による土砂災害警戒区域が海岸線まで広く存在しており、そこに農林水産・各種商工業の多くが集積している。また、大門・久松台・水呑地区の山間部は、がけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。	
■土砂災害ポータルひろしま	
https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx	
(地震：地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）)	
文部科学省地震調査研究推進本部及び広島県によると、南海トラフ地震においては想定マグニチュード9.0、当市では最大震度6強の地震が今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生すると予想されている。	
また、長者ヶ原断層～芳井断層の地震においては、マグニチュード7.3程度、当市では最大震度7の地震が発生すると予想されている。	
■広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）	
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html	
■長者ヶ原断層～芳井断層地震	
https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/chojagahara-yoshii/	

■南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

(津波：ハザードマップ)

広島県の公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び福山市の津波ハザードマップによると、南海トラフ地震による津波において最大で3.3mの津波が予想されており、農林水産・各種商工業への被害が予想される。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■福山市津波ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/bosai/10792.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

■内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>

■福山市感染症予防計画・健康危機対処計画

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/329241.html>

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業所数

【表.1 福山商工会議所地区の商工業者数等】

	平成24年	令和2年3月末	令和7年3月末	対比 (R7/H24)	増減数 (R7-H24)
商工業者数	15,611	15,569 (H26 経済センサス)	15,122 (R1 経済センサス)	96.86%	△489
小規模事業者数	12,188	11,991 (H26 経済センサス)	11,946 (R1 経済センサス)	98.01%	△242
会員数	4,699	4,857	5,096	108.44%	397

福山商工会議所地区では、(表.1)のように、商工業者数は、平成24年から12年間で489者減少している。また、小規模事業者数の比較では242者減少しており、減少幅はさらに大きく依然として減少傾向に歯止めは掛かっていない。

②福山商工会議所の会員数における業種別の商工業者数

業種	商工業者数	小規模事業者数
農業・林業	13	2
漁業	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	1,054	900
製造業	985	675
電気・ガス・熱供給・水道業	8	5
情報通信業	103	43
運輸業、郵便業	200	101
卸売業、小売業	1,222	523
金融業、保険業	176	60
不動産業、物品販貸業	182	135
学術研究、専門・技術サービス業	376	236
宿泊業、飲食サービス業	294	246
生活関連サービス業、娯楽業	210	138
教育、学習支援業	60	28
医療、福祉	189	59
複合サービス業	68	37
サービス業（他に分類されないもの）	367	152
合計	5,510	3,343

(令和7年12月末時点)

(3) これまでの取組

1) 福山市の取組

・福山市地域防災計画の改正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。

・福山市総合防災訓練の実施

毎年11月第4月曜日に総合防災訓練を実施している。南海トラフ地震を想定した訓練を、2025年度は11月23日に実施し、多くの市民や関係機関が参加した。

・ハザードマップ等の作成

津波ハザードマップ、水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップを作成し公表している。その他にも地震防災マップの作成も行っている。

・災害時応援協定の締結

災害対応力の充実・強化に向けて、行政機関、事業者など様々な団体と応援協定を結んでいる。

・緊急避難場所の検討

地域の災害リスク（浸水区域、土砂災害警戒区域など）を考慮して、自主防災組織と相談しながら緊急避難場所の追加、見直しをしている。

・自主防災組織の支援

自主防災組織役員を対象としたスキルアップ研修の開催や、防災資機材の給付事業など、様々な手法で支援している。

・防災備品の備蓄

福山市災害備蓄方針に基づき、南海トラフ地震を想定し、飲食料や段ボールベッドなどを備蓄している。また、各学区の基幹緊急避難場所にも食料や災害用トイレなど分散備蓄している。

2) 福山商工会議所の取組

- 平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧のための補助事業取組み

項目	内容	必要経費等
小規模事業者被災地型持続化補助金	平成 30 年度 29 事業所 平成 31 年度 38 事業所	上限 2,000 千円（国） 上限 250 千円（県） (補助率 3/4)
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業等グループの参加企業数 企業・団体数 37 社 (中小企業者) 36 社 (中小企業者以外) 1 社	補助事業に要する経費 319,090 千円 補助金申請額 199,360 千円（補助率 3/4）

- 事業者 BCP 及び事業継続力強化計画策定に関する個別の相談対応
- ビジネス総合保険等加入促進
- 防災備品の備蓄

3) 第 1 期計画（令和 3 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の実施状況

①小規模事業者等への自然災害等リスクの周知・各種制度の情報提供や知見の共有

- 防災の日（毎年 9 月 1 日）に合わせ、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や国、県、市の各種施策を会報誌に記載し、災害リスクの周知及び情報提供を行った。
- 非常時にも速やかに支援が行えるよう各会員事業所との連絡体制を構築するため、マーリングリストを作成した。（令和 7 年 12 月末時点 1,673 件登録）
- 保険会社と連携し、災害発生に備えた損害保険の加入促進を行った。（延べ 1,169 事業所を訪問）

②BCP 及び事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言・フォローアップ（広島県、福山市との共催による BCP 策定等支援事業）

- BCP 策定推進フォーラム（7 回開催、122 事業所、179 名が参加）
- BCP 啓発セミナー（14 回開催、111 事業所、160 名が参加）
- BCP 策定講座（35 回開催、306 事業所、453 名が参加）
- BCP 検証机上演習（25 回開催、144 事業所、238 名が参加）
- BCP 机上演習企画運営講座（1 回開催、4 事業所、9 名が参加）
- 策定済 BCP 診断講座（1 回開催、1 事業所、3 名が参加）

③新型コロナウイルス感染症に関する支援

- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、国、県、市が行う支援施策（支援金・補助金・融資等）の情報提供や申請支援を行った。（相談件数延べ 1,966 件）
- 感染拡大防止と社会経済活動の両立環境の整備のため、福山市、（一社）福山市医師会の協力のもと、新型コロナワクチン職域接種を実施した。（626 事業所、4,479 名利用）

④近隣の産業支援機関との情報共有及び連携

近隣の産業支援機関の意見集約や連携を目的とした福山市産業支援者連絡会議において、災害、感染症、経済情勢による事業者の影響及び支援状況の報告、関連施策の情報共有を行い連携に取り組んだ。

【成果】

ホームページ及び会報誌への掲載、経営指導員による指導により、災害リスクの周知と事前対策の重要性を説明した結果、事業者の BCP 策定への関心が高まり、事前対策に関する相談が増えた。

【取組実績（第1期計画）】

項目		令和3年度 (※1・2)	令和4年度 (※1・2)	令和5年度 (※1・3)	令和6年度 (※1・3)	令和7年度 (※1・3)	合計
支援対象事業者数	目標	10	10	10	10	10	50
	実績	172	96	263	116	41	688
BCP、事業継続力強化計画	目標	5	5	5	5	5	25
	実績	7	10	144	55	19	235

※1 「支援対象事業者数」の「実績件数」は、BCP 策定等支援事業（策定推進フォーラム、啓発セミナー、策定講座、検証机上演習、机上演習企画運営講座、策定済 BCP 診断講座）全体の参加事業所数である。

2 「BCP、事業継続力強化計画」の「実績件数」は BCP 策定件数である。

3 「BCP、事業継続力強化計画」の「実績件数」は、BCP 策定等支援事業のうち、策定講座参加事業所数である。

II 課題

第1期では、当所の災害時対応マニュアル（BCP 計画）を策定し、災害発生時の職員の行動基準、市内事業者の被害状況把握と被災した事業者への支援等早急復旧に向けた対応を定めたが、実際の運用や訓練については不十分のため、マニュアルの周知徹底や防災訓練の実施など、緊急時にも適確な対応ができるよう実践的な取組を推進する必要がある。

また、地域の小規模事業者へ自然災害等リスクの周知、各種制度の情報提供及び BCP 策定等支援事業の実施に取り組んだが、これらが事業者全体に十分に浸透しているとは言い難く、自発的な取り組みの定着には至っていない。加えて、保険制度等を含むリスク対策への理解も不十分であり、今後の課題となっている。

III 目標

- ・地域の小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また地区内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者の事業者 BCP 及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・各種保険会社と連携した災害発生に備えた保険制度の加入や見直しの推進を行う。

【成果目標】

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
支援対象事業者数	100	100	100	100	100	500
BCP、事業継続力強化計画	50	50	50	50	50	250

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和3年3月に策定した「福山商工会議所災害時対応マニュアル（BCP計画）」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・窓口相談及び巡回時や会報誌「商工ふくやま」にて、水害や土砂災害等に関するハザードマップなどを用いて災害等リスクを周知することで、事業者の防災・減災に対する意識を高めていく。
- ・広島県及び福山市の公式LINEや、「広島県防災情報メール通知サービス」、「ふくやま防災メール」等行政の情報提供ツールへの登録を促す。
- ・平常時より各会員事業所への連絡体制を構築し、発災時にも速やかに情報提供できるよう、会員事業所のメーリングリストを作成する。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・小規模事業者より要望があれば、専門家や関係団体と連携して、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定支援を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、常に発生の可能性があり感染状況も日々変化するため、事業者には最新かつ正確な情報の収集を促し、デマに惑わされず冷静に対応する重要性を周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等の周知を行うとともに、将来の感染症対策に資する支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液の備蓄、オフィス内の換気設備設置、IT環境やテレワーク環境整備に関する情報提供を行う。

2) 福山商工会議所事業継続計画の作成

- ・当所自身が被災した際にも直ちに地域の小規模事業者の支援を行えるよう、令和3年3月に「福山商工会議所災害時対応マニュアル（BCP計画）」を策定（令和8年1月改定）。職員に対しマニュアルの周知徹底、発災時を想定した防災訓練の実施など実践的な取組を推進し、計画に沿った運用を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定したBCP及び事業継続力強化計画の取組状況の確認と継続支援を行う。
- ・福山市産業支援者連絡会議※において、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害（震度5以上の地震、または警戒レベル4相当）が発生したと仮定し、福山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

※福山市産業支援者連絡会議

平成 30 年 7 月豪雨災害を機会に福山市内の産業支援機関と福山市が、定期的な情報交換や情報共有を行い、効果的な事業者支援につなげ、中小企業・小規模事業者の振興を図る。また災害時等には、会議の枠組みを活用して、被災事業者の状況を把握し、国や県に伝えるとともに、必要な支援情報を迅速に提供する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行う。(携帯電話や SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、7 日以内を目途に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

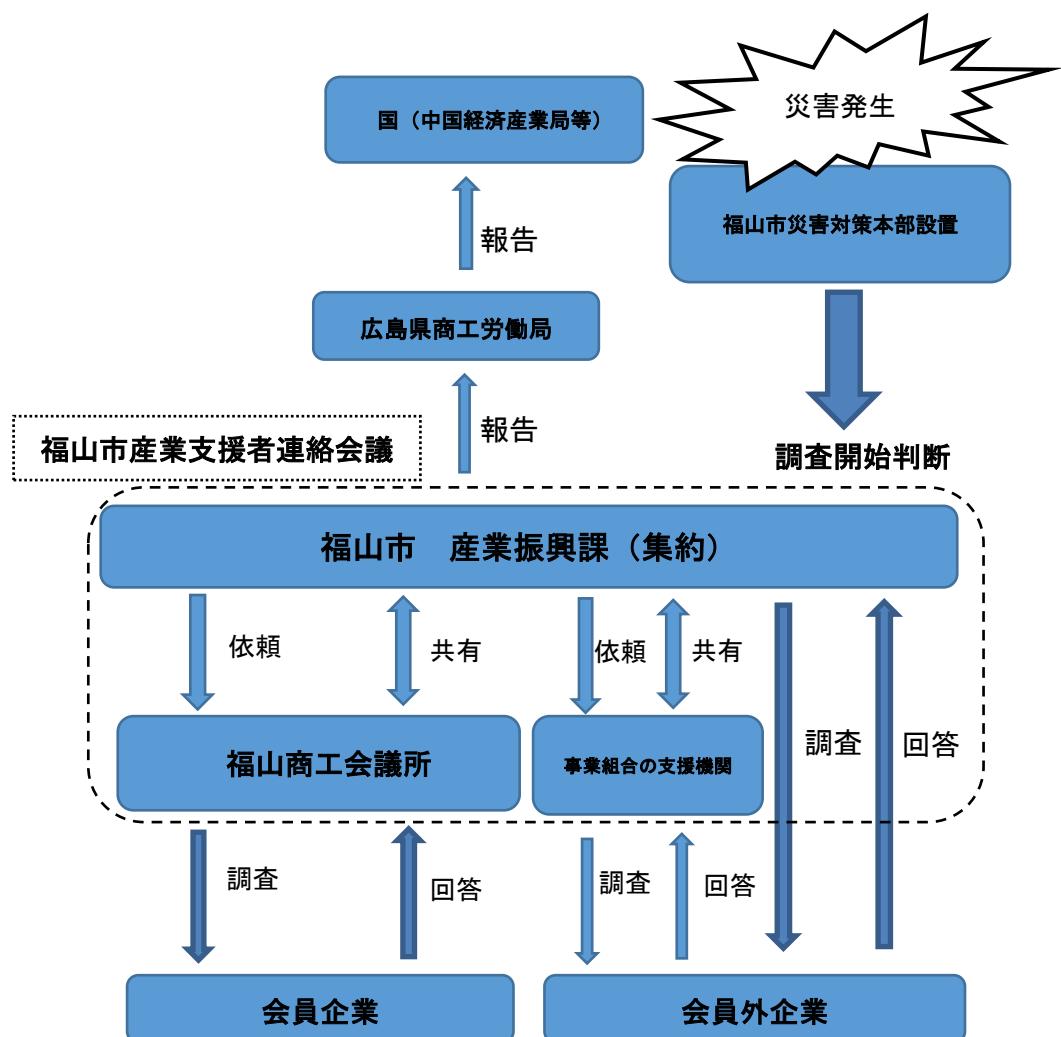
※なお、連絡がとれない区域に関しては、大規模な被害が生じているものと想定する。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
1週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の中規模事業者の被害情報の迅速な報告及び情報提供を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(会員事業所のマーリングリストの作成)
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、広島県の指定する方法にて当市より広島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を、広島県の指定する方法にて当市より広島県へ報告する。
- ・次の図の流れにより、情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、福山市と相談する(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・広島県及び福山市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県等に相談する。

<その他>

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

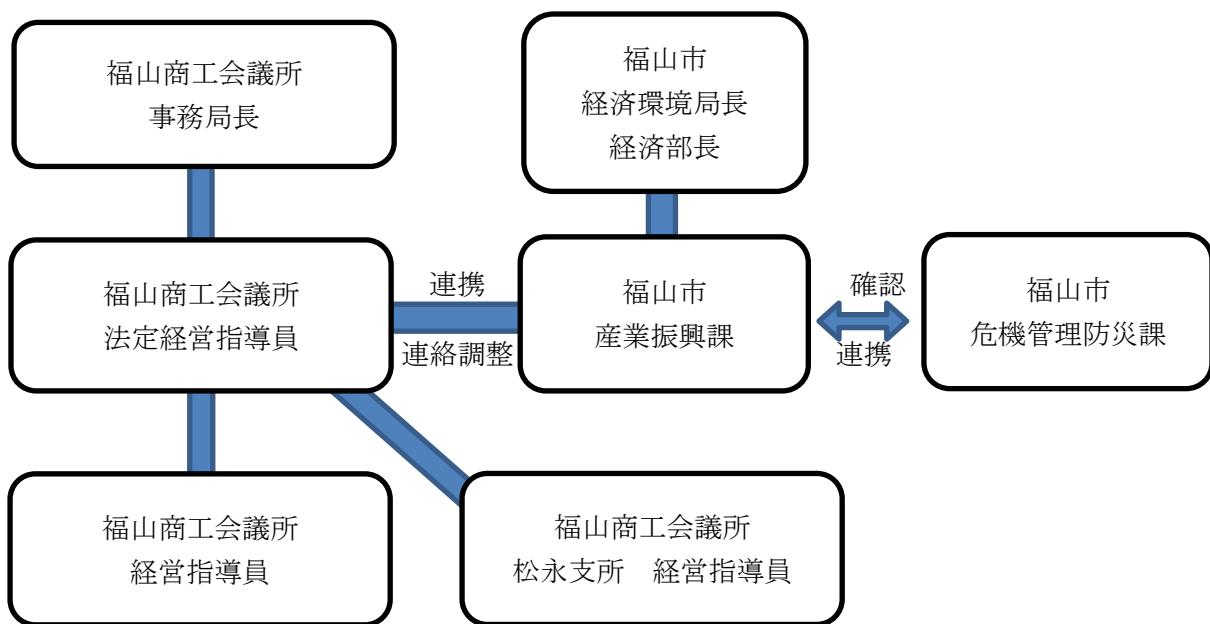
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

福山商工会議所 法定経営指導員 三好 美彰（連絡先は後記③参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

福山商工会議所 産業振興部 経営課

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目10番1号

TEL: 084-921-8734 / FAX: 084-922-0100

E-mail: cci@fukuyama.or.jp

②関係市町村

福山市役所 産業振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL : 084-928-1038 / FAX : 084-928-1733

E-mail : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

※その他

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県等に相談する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	50	50	50	50	50
借損料	20	20	20	20	20
広報費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、広島県の補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし。	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	